

お客様各位

国税庁「KSK2」システム稼働開始に伴うICSシステムの対応について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき厚く御礼申し上げます。2026年9月24日より国税庁のシステムがデータ中心の事務処理、税目別データの統合・一元管理、オープンシステム化を柱とする新たな基幹システム「KSK2」として刷新されます。

それに伴い、すべての申告書のレイアウトが高精度にOCR読取りを行えるよう対応した様式に改定されます。弊社では、KSK2の稼働に伴う申告書等の様式変更へ順次対応いたします。併せて、「申告書等の控用」の廃止を踏まえ、申告書欄外への「電子申告済」印字方法を電子申告システムⅡからの出力へ一本化いたします。電子申告の送信手順に変更はなく、税目を問わず同じ操作で印字することができます。

敬具

記

KSK2対応に伴う申告書等の様式変更

2026年9月24日から国税総合管理システムの次世代版であるKSK2の稼働が開始されます。これに伴い、申告書や届出書はデータ活用を前提とした様式へ順次変更され、AI-OCR対応や2次元コードの追加などの見直しが行われます。

弊社システムにつきましても、これらの様式変更へ順次対応いたします。

(システム対応までは従来の様式で申告可能です)

主な変更点は以下のとおりです。

1. 提出用OCR様式(カラー)の廃止・モノクロAI-OCR様式へ統一

従来のような「1文字1マス」の桁区切り線が廃止され、文字ごとの区切りがない形式(フリーピッチの手書きや印字)のAI-OCR認識できる記入欄へ変更になり、カラーではなくモノクロに統一されます。

所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)	1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)	1	G08	
---------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---------------------------	---	-----	--

2. 申告書等の控用の廃止

KSK2移行に伴い「申告書等の控用」が廃止されます。

3. 2次元コード追加

様式ID等を識別する2次元コードが追加されます。従来のOCR専用用紙にあった黒い四角のマークは廃止されます。

4. 識別コード(区分番号)で記載

法人区分・同非区分・適用額明細書提出の有無・金融機関の区分などが、文字や○による記載から、数字による記載へ変更されます。

5. 様式IDを追加

帳票を判別するための識別コードが追加されます。

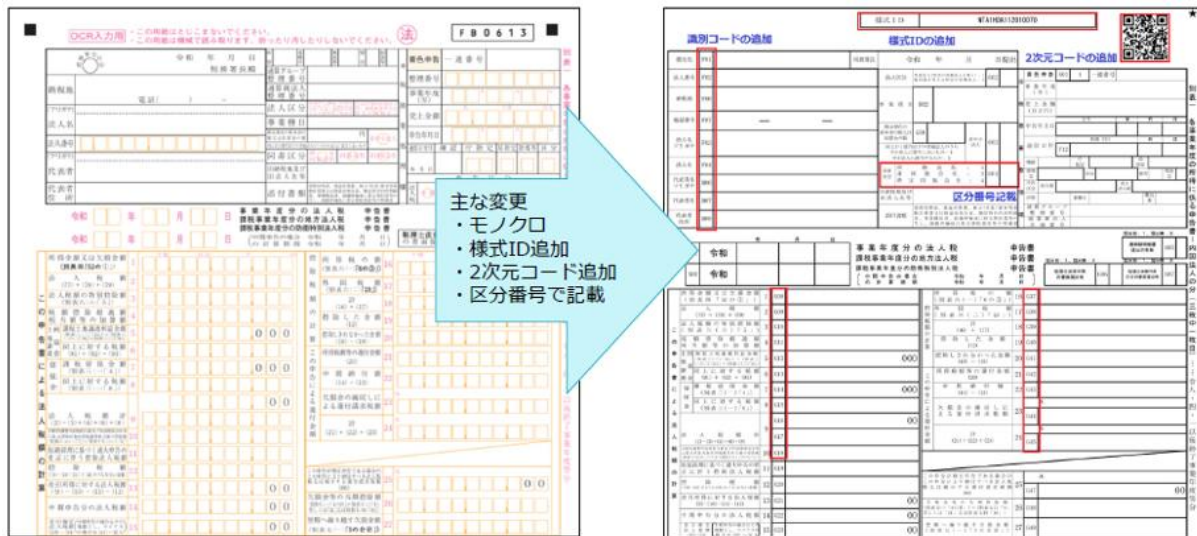
※国税庁のKSK2移行に伴う対応内容の詳細については、以下の国税庁ホームページをご確認ください。

【国税庁 国税システムの更改について】

URL : <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/system.htm>

※KSK2稼働後の帳票イメージ

例) 法人税申告書



主な変更

- ・モノクロ
- ・様式ID追加
- ・2次元コード追加
- ・区分番号で記載

お客様への主な影響

- ・令和8年9月24日時点では、e-Tax側でKSK2対応帳票への変更が行われていないため、電子申告システムⅡの帳票様式は従来のままとなります。e-Tax側の対応状況にあわせて、ICSも順次対応を行う予定です。
- ・「電子申告済」の出力方法のみ変更となります。

※電子申告の送信手順、受信通知の発行については変更ございません。

今後は電子申告システムⅡから「電子申告済」を出力いただくことで、税目を問わず同じ手順でご利用いただけます。

今後のリリース予定

KSK2 対応に伴う弊社システムのリリース予定は以下のとおりです。
ご利用の業務に関係する対応時期をご確認ください。

第1弾 2026年09月

税理士添付書面、法人税申告db、相続税申告・財産評価

第2弾 2026年11月

届出書処理

第3弾 2026年12月

給与処理db（法定調書合計表）、財務処理db（消費税申告書）

第4弾 2027年01月

所得税申告db、贈与税申告、財務処理db（消費税付表等）

第5弾 2027年03月

特例事業承継

「電子申告済」印字機能をより分かりやすく統一いたします

KSK2移行後は申告書控用が廃止されるため、法人税申告db、所得税申告dbなど各業務での控用への印字は終了し、電子申告システムⅡからの出力へ移行いたします。

現在2通りある「電子申告済」印字の方法を、電子申告システムⅡからの出力へ統一いたします。

今回のプログラムより送信帳票すべてに印字するよう対応いたしました

税目ごとの運用差を意識することなく、どの税目でも同じ操作で「電子申告済」帳票を出力いただけます。

1. 電子申告システムⅡ業務より「電子申告済」を印字されていた場合

運用方法に変更はございません。

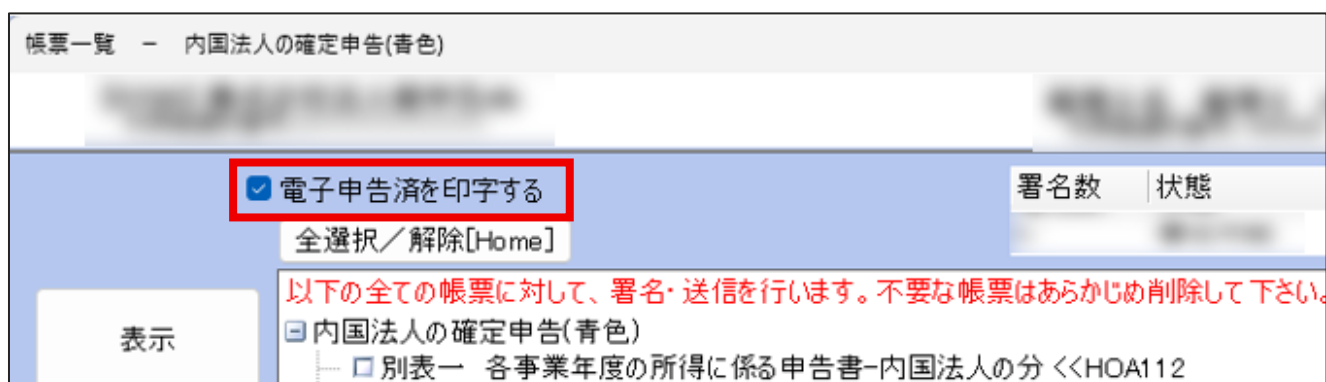
2. 法人税申告db、所得税申告db等、各業務から「電子申告済」を印字されていた場合

「電子申告済」の印字は、電子申告システムⅡから行っていただく運用となります。

今後は電子申告システムⅡから出力いただくことで、他税目と同様の手順で「電子申告済」を印字できます。

・手順

- ①今まで通り各税目、申請・届出の電子申告を行います。
- ②申告データ送信後にメッセージボックスより「受信通知」を開きます。
- ③申告済みデータの帳票一覧画面より「電子申告済を印字する」にチェックを入れて申告書を印刷します。



※電子申告後の「受信通知」につきましては、KSK2移行後も従来通り発行されます。
電子申告の基本的な流れに変更はなく、これまでどおり安心してご利用いただけます。
KSK2様式の申告書と併せて保管することで、従来と同様にご利用いただけます。